



鳥取県公報

平成12年 2月25日(金)
第 7 1 5 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示
 - 字の区域の変更（市町村振興課）…………… 1
 - 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）…………… 2
 - 国土調査の成果の認証（ ）…………… 3
 - 基本測量の終了（管理課）…………… 3
 - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）…………… 3
 - 都市計画法による建築物の移転等の命令（ ）…………… 4
- ◇ 公 告
 - 土地収用法による審理の開始（管理課）…………… 4
- ◇ 調達公告
 - 一般競争入札の実施（会計課）…………… 5

告 示

鳥取県告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、福部村（大字箭溪及び大字八重原の各一部）の地籍図及び地籍簿の国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成12年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

字界変更調書

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成11年11月15日現在の地番による。）
大字箭溪字坪ノ内	大字箭溪字坪ノ内のうち1の2の以外の区域
大字箭溪字蔵	大字箭溪字蔵のうち284の2の一部、284の5以外の区域
大字箭溪字梅ノ木谷	大字箭溪字梅ノ木谷の全域 大字八重原字梅ノ木谷32の2から32の6まで、33の1から33の3まで 大字八重原字伊佐羅垣42、43、44の1、44の3から44の8まで、46の2、46の3、 52の1、52の4から52の10まで、53の2及びこれらと一体をなす国有地
大字箭溪字大字伊佐良垣	大字箭溪字大字伊佐良垣の全域 八重原字伊佐羅垣56の2から56の8まで、57から60まで及びこれらと一体をなす国 有地

大字箭溪字岡ノ谷	大字箭溪字岡ノ谷の全域 大字八重原字岡ノ谷70の2、70の4、71の2、71の3、72の1から72の6まで及びこれらと一体をなす国有地
大字箭溪字明堂	大字箭溪字明堂の全域 大字八重原字明堂85の2から85の6まで、86の2から86の6まで、87、88の1から88の4まで、89から91まで及びこれらと一体をなす国有地
大字箭溪字コン場	大字箭溪字コン場の全域 大字八重原字混場101の2、101の3、104の2から104の5まで、105の1から105の5まで、106の1、106の3から106の9まで、107から110まで及びこれらと一体をなす国有地 大字八重原字小混場116の1から116の8まで、117の1から117の3まで、118の1から118の3まで、119の1から119の3まで、120の2から120の9まで、121の2、121の3、122の2、122の3
大字箭溪字小倉	大字箭溪字小倉の全域 大字箭溪字蔵284の2の一部
大字八重原字倉	大字八重原字倉の全域 大字箭溪字蔵284の5
大字八重原字梅ノ木谷	大字八重原字梅ノ木谷のうち32の2から32の6まで、33の1から33の3まで以外の区域
大字八重原字伊佐羅垣	大字八重原字伊佐羅垣のうち42、43、44の1、44の3から44の8まで、46の2、46の3、52の1、52の4から52の10まで、53の2、56の2から56の8まで、57から60まで及びこれらと一体をなす国有地以外の地域
大字八重原字岡ノ谷	大字八重原字岡ノ谷のうち70の2、70の4、71の2、71の3、72の1から72の6まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八重原字明堂	大字八重原字明堂のうち85の2から85の6まで、86の2から86の6まで、87、88の1から88の4まで、89から91まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字箭溪字坪ノ内1の2
大字八重原字混場	大字八重原字混場のうち101の2、101の3、104の2から104の5まで、105の1から105の5まで、106の1、106の3から106の9まで、107から110まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八重原字小混場	大字八重原字小混場のうち116の1から116の8まで、117の1から117の3まで、118の1から118の3まで、119の1から119の3まで、120の1から120の9まで、121の1から121の3まで、122の2、122の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八重原字天王	大字八重原字天王の全域 大字八重原字小混場120の1、121の1及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第96号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり名和町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 林 原 茂 樹 西伯郡名和町大字倉谷581
平成11年12月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 口 隆 之 西伯郡名和町大字豊成520-1
平成12年1月21日就任 任期平成14年4月5日まで

鳥取県告示第97号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を承認したので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
国 府 町	平成9年度から平成11年度まで	国府町（大字木原の一部）の地籍図及び地籍簿	岩美郡岩美町大字木原の一部	平成12年2月25日
福 部 村	平成8年度から平成11年度まで	福部村（大字箭溪及び大字八重原の各一部）の地籍図及び地籍簿	岩美郡福部村大字箭溪及び大字八重原の各一部	〃
八 東 町	平成8年度から平成10年度まで	八東町（大字南、大字島及び大字北山の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡八東町大字南、大字島及び大字北山の各一部	〃

鳥取県告示第98号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（日本列島精密測地網高精度三次元測量）
- 2 作業地域 鳥取市、米子市、倉吉市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町、東伯郡羽合町、泊村、東郷町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町並びに西伯郡日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町
- 3 終了年月日 平成11年11月30日

鳥取県告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画地区計画 堀川北地区地区計画
- 2 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定に基づき、次のとおり建築物を移転し、若しくは除却し、又はその用途の変更をすることを命じたので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 命令を受けた者の住所及び氏名
鳥取市賀露町南一丁目11-16
石黒洋司
- 2 移転、除却又は用途の変更を命じた建築物の所在地
鳥取市賀露字江湖2-6、2-9から2-11まで、3-2、3-3及び3-5
- 3 移転、除却又は用途の変更を命じた理由
都市計画法第43条第1項の規定に違反して建築物の用途を変更したため
- 4 移転、除却又は用途の変更の期限
命令に係る文書の到達した日から起算して30日以内

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成12年2月25日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 期日
平成12年3月2日（木）午後2時
- 2 場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第15会議室
- 3 件名
一級河川日野川水系朝鍋川朝鍋治水ダム建設工事

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

鳥取県立倉吉未来中心（仮称）大ホール・小ホール幕類 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成12年8月21日（月）から同月25日（金）までの間

(4) 納入場所

倉吉市駄経寺町

鳥取県立倉吉未来中心（仮称）

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第49号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が家具・調度品類のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(4) 平成12年2月25日（金）から同年4月7日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

(1) 入札書の提出場所及び問合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857-26-7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書類郵便（親展扱いとすること。）に限る。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成12年4月7日(金)午後1時30分（郵送による入札書の受領期限は、平成12年4月7日(金)正午）
鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成12年3月21日(火)午後5時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to purchased : Stage curtains (Opera curtain etc.), 1 Set
- (2) March 21, 2000 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) April 7, 2000 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders
April 7, 2000 Noon : Time-limit for the submission of tenders by registered mail
- (4) Please Contact : Accounting Division, Bureau of the Treasury
Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7432